

第16回「森を育む」施策を検討する部会 会議録	
日 時	令和5年3月13日（月）10時00分～12時00分
開 催 場 所	市庁舎18階 共用会議室なみき18
出 席 者	岩本委員、奥井委員、関根委員、高橋委員、望月委員（五十音順）
欠 席 者	なし
開 催 形 態	公開（傍聴0人）
議 題	1 「森を育む」施策の評価・提案について 2 その他
議 事	<p>(事務局) 定刻となりましたので始めさせていただきます。  本日は、委員の皆様には、御多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>只今から、「横浜みどりアップ計画市民推進会議 第16回「森を育む」部会」を開催いたします。</p> <p>まず、本日の会議について報告いたします。本会議ですが、「横浜みどりアップ計画市民推進会議運営要綱」第5条第2項の規定により、半数以上の出席が会議の成立要件となっておりますが、本日、委員定数5名のところ、5名の御出席をいただいておりますので、会が成立することを報告いたします。</p> <p>本会議ですが、「同要綱」第8条により公開となっており、会議室内に傍聴席と記者席を設けています。</p> <p>また、本日の会議録につきましても公開とさせていただきます。会議録は、各委員の皆様にも事前にご確認いただきたいと思います。なお、会議録には、個々の発言者氏名を記載することとしておりますので、ご了承頂きたいと思っております。</p> <p>さらに、本会議中において写真撮影を行い、ホームページ及び広報誌等への掲載をさせていただくことも併せてご了承願います。</p> <p>次に、お手元の配布資料について、確認させていただきます。  &lt;資料確認&gt;  事前送付させていただきました</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・資料1 横浜みどりアップ計画市民推進会議 2022年度報告書案【抜粋版】</li> <li>・緑地保全制度リーフレット</li> </ul> <p>また、フラットファイルに本会で使用した、実績スライド及び2022年11月末までの事業目標及び進捗状況をとじています。  お手元にごございますでしょうか。</p> <p>また、本日は事業を所管する、緑地保全推進課、みどりアップ推進課が出席しております。</p> <p>事務局からは以上です。それでは、今後の議事進行につきましては、望月部会長にお願い申し上げます。  望月部会長、よろしくお願いたします。</p> <p>(望月部会長) それでは早速始めたいと思っております。  事務局の方から説明をお願いします。</p>

(事務局説明)

一括して説明してもらいました。これから委員の皆さんから意見や質問をお願いします。

検討の対象としては施策1から3についての評価・提案です。事務局から「おおよそこんなことが考えられる」という形で、P23、P27、P30の評価・提案の概要で素案をつくってきてもらいました。この提案の内容について意見をまとめていきたいと思えます。

素案について話す前に、施策1から3について質問や意見をもらいたいと思えます。P22からP23にまとめられています。まず施策1について質問ありますか。

(奥井委員) 緑地保全制度によって新規指定された樹林地はどんどん増えていくと思えますが、減ることはあるのでしょうか。

(事務局) 減る可能性はあります。特別緑地保全地区は永年指定ですが、それ以外は10年契約です。契約が終わった後、もう契約しないという意向があれば指定外になってしまいます。

(奥井委員) 10年目に地権者ともう一度話し合って更新することはあるのですか。

(事務局) 更新の時期を迎えたときに現地調査をして、地権者をお願いします。

(高橋委員) 担当者からのコメント、二番目の●で、指定面積について山林所有者からの相談を受けている農協職員が多いので説明会を実施したということです。山林所有者は農業も営んでいて、そういう相談が多いのですか。

(事務局) そのとおりです。地権者の多くが農業を営んでいます。農協に窓口があるので「樹林地があるが、どうしたらいいか」という相談をされる例が今まで多々ありました。農協から「こういった制度の説明会をしてもらえると他の農協でも非常に助かる」という話がありました。要望に基づき、相談を受ける形で制度説明をしました。

(高橋委員) それによって制度を利用したり、指定する区域が増えたりが期待できるわけですね。

(事務局) 今年度だけでも1件2件、もっとあるでしょうか、農協から「市に相談してみてもどうか」という紹介をもらって指定をしました。非常に有意義な結果だと思えます。今後力を入れていきたいです。

(高橋委員) 樹林地のあるところに町内会もあると思えます。町内会にも樹林地に関して相談事があったか、聞いたほうがいいのではないですか。

(事務局) 市民の森のように地域の方が立ち入り、愛護会を立ち上げる事例については、町内会に事前に相談して制度の説明や組織づくりをしているものがあります。

(関根委員) 最初に奥井委員から、樹林地が多くなったり少なくなったりという話がありました。樹林地を維持してもらうために色々な補助もあるようです。全体的に見ると、市街化区域や市街化調整区域、農業関係があります。市街化区域になっていると税金が上がります。生産的でない土地を維持していくのは難しいということで結局、減る可能性もあります。本当にいいことなので、それを推進していくためにはそういうところも含めて考えていかないとけないと思います。

国の施策で、大きい機械を動かして農業しやすいように、国の費用による農地整備で区画整理のようなことをしました。

その後道路化して、せっかく四角くしたところを斜めに切り、三角地をたくさんつくりました。三角地には大きな機械が入りません。やはり農業ができなくなります。こういうところも全部含めて考えていかないと緑地を保護して増やしていくことにつながりません。どこかほかでマイナスの要因をつくっています。

区画整理で宅地化されていくと、宅地が狭くなって難しいという話がありました。大きな宅地を持っている市民にプラスになる方向で考えていかないといけません。どんどん減っていき、緑地がなくなるのかなと思います。

(事務局) 今、正に「全体的な」という話がありました。みどりアップ計画の一番大きな方向性は、樹林地について、なるべく地権者に長く土地を持ち続けてもらうお手伝いをしながらみどりを残していくのが我々の柱です。全体として、まず残すことをどうするかというのがあります。10大拠点のようなまとまりのある大きな緑地は「買ってでも残す緑地」と考えています。そういった重要な緑地については、より強い制度である「特別緑地保全地区」をかけます。それは都市計画なので、緑地以外に使ってははいけません。所有することができなくなった場合は買い取って、重要性の高い緑地を保全していきます。

市街地も正に同じような状況です。市街地に残る島状のものについても、なるべく持ち続けてもらうように、固定資産税や都市計画税の減免制度を紹介し、重要性のあるところや協力の得られるところは、管理可能なところを買ってでも残しているところです。

冒頭にお話した二つの事例はその形になっています。大きなまとまりのある樹林地と、市街地に残っている、みどりの景観をつくっているような樹林地の指定を残していくのが緑地の全体的な考え方です。都市計画の中で道路の調整をしながら、効率的・効果的に残るような取組をしています。

(奥井委員) 緑地保全制度で10年の契約が終わり、更新しなかった場合もあると思います。みどりアップ計画が始まって、終わってしまったものの割合はどのぐらいあるのでしょうか。

(事務局) そこが拾い切れていません。相続の関係で延期する人もいます。先代がやめて、後になってから「ここはもう1回契約したい」というのが出てきます。契約しないから必ずしもなくなってしまうということではありません。統計は取っていません。

(奥井委員) 緑地がなくなるのは、宅地化してしまうとか、建築会社が開発してしまうなど、どういう場合があるのでしょうか。

(事務局) 市街化区域の中で宅地が隣接するようなどころについて宅地化される事例もあると思います。これは緑地保全地区に指定できなかった例ですが、墓地など、市街化調整区域の中でもできる土地利用があります。そういった活用のために樹林地がなくなるケースはあります。

(岩本委員) 森を育むということで、緑地保全の色々な契約があります。地権者の諸事情がそれぞれ違うので、役所のほうで丁寧な説明が必要です。私なども実際、全て分かっていません。色々な施策の中で特別緑地保全地区、源流の森がどういうことか、前にもらったパンフレットに書いてありました。実際見ても分からないところがありました。粘り強く説明してもらおうということがあると思います。各地権者によって事情が色々あると思います。特に市街化区域の中の農地と、調整区域の中でも風地地区だとか、色々な規制があります。制約がたくさんありますが、地権者がどこまで理解しているかということもあります。私どもは100パーセントではないですが、ある程度は理解しています。私の息子はほとんどゼロに近いので心配しています。

市民の皆さんがみどりを要求しています。ダイレクトに「みどりなんかいらない」と言う人はほとんどいません。みどりを植えてもらい、「きれいだ」と言う人が多いと思います。みどりアップの計画のとおりで、自信を持ってどんどん進めてもらえればと思います。こういう会議の中で色々な問題点を洗い出してもらえたらと思います。

買取りが全てではないと思います。現在も地権者から借り受けてみどりを残していますが、両輪で進めているという説明がありました。できれば買取りもどんどん進めていただき、市民の森がさらに増えると良いと思います。現在横浜市で市民の森が47か所あると思います。大小色々条件が違います。40ヘクタール、60ヘクタールとの大きな森が近くにあります。

今度、花博があります。瀬谷の近くにも色々な市民の森があります。また新しい市民の森ができたという説明がありました。

横浜のこちらのほうとは空気も全然違います。市民の皆さんも実感して楽しんで、多くの方が市民の森に来てくれます。情操教育や色々な意味合いで、次世代の森を守るべく、知恵をしぼって考えていけたらいいです。

(事務局) 地権者は多様な事情を持っているので、指定を進めるにあたって、説明の方法を増やしていくのも大事なことです。先ほど農協の事例を説明しました。財産の心配な人に説明をして、「それならば市に」ということで窓口としての機能もあります。昨今は、横浜市から電話をしてもなかなか信用してもらえず、会ってもらえません。仲介があるとまた違うと思っています。

色々なかたちで地権者に情報を届ける場所も強めていきたいです。

(岩本委員) そういうことも時代、現実だと思います。地権者、農家には自分たちの立場もあります。「農協の〇〇さんのところへ話してくれ」というのが現実なのです。役所の皆さんも農協などの組織と関係を密にしてもらい、何かあったら相談してもらったり。役所の皆さんは色々よく知っているのに、丁寧に周知するとまた前に進めるのではないかと思っています。役所として農協や色々な組織と連携を取ることが必要だと思います。

(望月部会長) 奥井さんが最初に質問した「10年の期限が切れたらどうなのか」というのが非常に重要です。「緑地保全制度」と書いてありますが、大前提は、緑地を持っている地主さんがいます。土地所有者が前提です。そこに横浜市なり県なり国が何らかの形で指定をして、その枠内で土地所有者が協力してくださいという制度です。原則は、土地所有者がいかようにも処分できます。そこに、樹林地を維持し、守っていく難しさがあります。

岩本さんが「息子たちはどうなるか分からない」と言っていました。正にそうです。土地所有者が「やめた」と言えば終わりです。それだとあっという間に樹林地がなくなってしまうので、岩本さんのような人が持っていて、市なり県、国が何らかのサポートをするのであればもう少し持っていようか、という政策です。これが一番原則です。しかも、広大な樹林地を持つのは本当に大変です。

では、相続のときに困ったらどうするかということです。市街化区域ならそれなりの対価をもらえるので、住宅にしたりできるので高く売れます。問題は調整区域の樹林地です。これは建物を建てられません。農業用地として持っていたら農業以外に使うことができないので、非常に制約がかかります。

そうすると、買うほうが足元を見るのです。「これは市街化調整区域です。大きな山を持っても二束三文です。何も使わないでしょう」と、買いたたかれます。

実際にそれを売ることになったときに相続税まで出るかというと、それが価格の上限で業者は見ているわけです。「では、相続税程度は払いましょう」と言って樹林地を買いたたきます。

山を持っていて緑を残さなければいけないので頑張ってきました。先祖代々受け継いできた森なので、残していきたいと考えます。相続で「誰がどうしてくれるのか」という話になったとき、「誰も助けてくれない」となってしまう。しかも、業者には買いたたかれます。

この政策が実行される前は本当に、相続税も払えないということで、農家で山を持っていて「バカバカしい」という話がありました。特に大きな森を持っている人は皆さんそういうことに直面していました。

全体の施策の中で、どうしたら土地を持っている人が損をせず、森をきちんと残していけるのかということでできた制度です。特に農地については農地法があります。何年間か農地を継続すると、税金を安くするということです。固定資産税がすごい負担になりますのでその分を軽減する制度もあります。実はそれとセットで緑地保全制度があるのです。大した金額ではないですが、指定を受けると固定資産税を少し軽減できます。それで「頑張ってください」という話になっています。最後に本当に困ったときには、緑地保全制度の指定を受けた山を持つ人に対し、市が買取りを保証します。相続で困ったときにちゃんと面倒を見て、責任を持って引き受ける仕組みです。

一番目の緑地保全制度は、本当に土地所有者の善意に基づく施策です。

二つ目の「土地所有者の不測の事態等による土地の買取」は、横浜市のほうが税金をちゃんと用意しています。もちろん、みどり税もありますが、みどり税だけでは足りないので、市税も入れています。それで、ある一定の面積が必要なので買取りをします。これは横浜市の施策です。

なおかつ一番下にあるように、それに合わせて樹林地をきちんと整備しようということです。個人の負担ではなく、必要であれば市が整備の手助けをします。

しかも、これは非常に制約されていて、いわゆる樹林地しか対象になっていません。農地は対象外です。農地の保全は非常に難しい枠組みです。この施策では対応できていません。

(岩本委員) 望月先生が詳しく説明してくれました。本当にもっともな話です。我々も広い面積で緑地保全地区もあるのですが、10年ということで、何回か契約してきています。

例えばその中で、「真ん中だけ売りたい」と言っても、何の価値も出ません。「そこを駐車場にしよう」と言ってもそれは不可能です。そういう中で税金の免除とか色々あります。不測の事態の時には買取りをしてもらえるということで、地権者としては良い施策だと思っています。

市街化区域の中の農地や畑は開発できるのですが、我々の調整区域、特別緑地保全地区、市民の森、風致地区、全部網がかかっています。もう何もできない場所があります。

ではどうかというと、先ほど望月先生が言われたように、買取りや色々なこともやってもらえますが、色々な縛り自体も分かっていない地権者も当然います。なかなか理解しづらいとは思いますが、その辺を説明してもらい、緑を育み、維持していきたいです。

森の維持管理ということで毎回話をしています。ナラ枯れの木が非常に危険です。三、四年たつてこれからまたどんどん枝が折れてきます。一、二年ではまだ折れてきません。これからが危ないということで、役所の担当の方と話をしています。

5月、6月に新芽が出てくると、枯れているか生きているか、はっきり分かってきます。今は全然分かりません。散策路の周りには特に優先的に伐採していただきたいと思います。我々もテーピングして注意喚起したり、場合によっては「ここはもう危ない」ということで立入禁止にするようなこともこれからやっていこうと思います。

それから、四、五十年前、腕ぐらいの細さだった木が、今もう抱え切れないぐらいの大きな木になっています。森の中はいいのですが、散策路や家の周りの木は、みどりを残す意味では伐採したくないのですが、何十年も先のことを考えると、今、伐採したり、半分に小さく切っておいたほうがいいです。

1メートル2メートルの太さの大きい木を伐採することで、何十万という大きなお金がかかってきます。場合によってはそれでは済みません。50年以上たつたらみんな大きな木になります。みどりも大事ですが、将来的な予算的なことを考えたら、今それなりの手立てをしておかないといけません。そういう木が何本かあるので、何とかしなくてはいけないと思います。目先の維持管理だけでは大変なことになります。

(高橋委員) 施策1の評価・提案の中や三番目の●で、「特別緑地保全地区等の指定にあたり、将来的な維持管理や樹林地の役割を効果的に発揮するための指定は重要」とあります。上の文章で傾斜地について書かれてあり、「整備、維持管理のためには、行える区域が必要」ということです。前提が分かればいいのですが、これだけパッと流し読みすると分かりにくいです。「効果的に維持管理作業が行える区域指定は重要です」と、付け加えてもらったほうがいい

です。

(事務局) 特に、特別緑地保全地区については市の土地になることが前提となってきました。適切に管理できる状況は非常に大事です。今、提案のあったような内容も含めて見直します。

(望月部会長) これは私たちの意見なのです。

(高橋委員) もう少し分かりやすくしたほうがいいと思いました。

(望月部会長) 意見でいかようにも変えられます。

(岩本委員) そのとおりの文章ですが、すごく難しい言葉で書いているので、我々が理解するのが難しいです。

(望月部会長) では、施策の1についてはいいでしょうか。「評価・提案」のところで、もう少し分かりやすい文章にするという留保を付けて、これでまとめていきたいと思います。

2と3は密接に関連するところがあります。P27とP30で重複する意見も入っています。2と3の評価・提案については一緒にまとめをしていきたいと思います。まずは質問や意見はありますか。

(高橋委員) P27「施策2についての評価・提案」にも、担当者からのコメントでも触れられていますが、森づくり体験会の継続編はすごくいいと思います。ボランティアに登録した人たちの森との出会いの場を提供する森づくり体験会をきっかけに、活動が更に活発になることを期待しています。森づくりに興味のある人たちが何回も行って森づくりに協力してもらうように、うまく継続できればと思います。

(事務局) 正に継続編はそういったところをねらったスタートです。リピーターが増えてきたのも1点ですが、年間を通じて森の管理の様子を知ってもらうことは、今後森づくり活動に携わっていくかどうかを考える上でいい体験になったと聞いています。これは継続していきたいし、是非、評価の中で言ってもらえると我々も有り難いです。

(高橋委員) 愛護会が手が回らずに困っているときに、森づくりボランティアに登録した人たちに応援をお願いでき、ボランティアが自由に参加できて維持管理に協力できることが大事だと思います。

(事務局) これは実績報告なのであまり言及はしていませんが、こういうものをきっかけに森づくり活動に参加したい人である程度技術を持っている人を、手が足りないところへ派遣するような仕組みにも今、トライしているところです。今後そういったところも報告できればと思います。

(望月部会長) それはすごく大事です。実際に継続編を受けていて、愛護会など樹林地管理の当事者になり得る潜在的な対象者になります。「その連携を強化する」という表現をここに入れてもらうと、高橋さんの言った趣旨が非常に分かりやすくなります。それを高橋さんとしては是非言いたいということですね。

(高橋委員) はい、そういう方向に持って行ってもらいたいです。継続編をやったことをまずは評価したいです。そして更なる発展や進化を期待しています。

(望月部会長) ●2の「樹林地維持管理助成事業」が今後すごく大事になると思います。「期待の大きな取組だと言える」と書いてあるのですが、それと同時に、これを強化していくことを意見として入れてもらいたいです。どういうことかという、そこに強化するための財源配分してもらいたいです。維持管理助成を強化していくと入れてほしいです。

(事務局) 維持管理助成についても、これまでも段階的に色々と制度を広げてやっています。今も維持管理助成の引き合いが強く、皆さんに申し込んでもらっています。

市担当者コメントにもあるように、台風被害をきっかけに、我々が「幅刈り」と呼んでいる外周部の除伐をします。今までは木を切ると、管理者からも周辺住民からも「なぜみどりを減らしているのか」という指摘がありました。台風の被害をきっかけに、安全管理の面で徐々に理解を得られているところもあります。

ただ、十分かというところはまだそこまで至っていません。森に対する理解を深め、身近な森のファンになってもらうところもまだまだ継続しなければいけない実感を持っています。

その中で、金額のこともあります。維持管理助成は、手続そのものもおっくうだという指摘があります。事務的なサポートも色々な工夫をしながら強化していきたいです。是非、評価の中で指摘してもらえればと思います。

(望月部会長) 先ほどの説明の中に、「山の木を切って新たに整備し、災害時に雪崩や土砂崩れを防ぐ」というのがありました。こういうのがやはり必要になってきます。持っている人に「やれ」と言っても、こういうことにはお金が全然出せません。重要なところはやはり行政のほうで対象にして整備するのがとても大事です。

だけど、山の部分は当然、市民の森なので、地権者が持っています。安心してこの土地を継続していきます。

(事務局) 安全管理だけでなく、生物多様性や健全な森の育成という意味で、保全管理計画が進んでいた結果、「これをやっても大丈夫だ」ということが対外的に説明できます。望月委員と平成21年に始めた当初、「森の維持管理はこれです」と、写真を出しました。通らなかつたと思うのですが。

(望月部会長) 覚えています。

(事務局) やはり一巡して、こういった管理も必要だということの理解が得られるようになったことは我々にとって大きい力になっています。

(岩本委員) 将来的なことを考えると本来は根元から伐採したほうがいいのですが、市民の目があり、「なぜ切ってしまうのか」となります。強剪定したり、半分に切って「山はこれから芽が吹いてこうなる」と説明したら、市民の皆さんにも理解してもらえないのではないかと思います。道路沿いを全部切ってしまうと、「なぜ切ってしまう

のか」ということになってしまいます。そういうことも必要なのかなと思います。

(関根委員) 維持管理していくためには、所有者の費用といったものが相当大きなネックになっているのではないかという気がしています。昔はみんな、自分のところの森林を切って自分の家の補填をしていました。今、国全体が安易な方向で輸入材に流れています。価値がなくなり、森全体が死んでしまい、ただ維持管理費だけが重なってしまっています。

今ある森にも色々な木の特性があります。何か活用できる方向を見出だして行ってほしいです。花粉症の話がありましたが、木の手入れをしないから花粉が増えていくのです。ある程度伐採したらまた新しいものを植えていきます。新しいものを植えるということは、次世代で活用できるから、ということにつながっています。そういうことも含めてこれから考えていくことが必要です。それが次世代に残していくことの大前提にあります。ここだけで終わりではありません。

学校の子どもたちにもそういう教育をしたり、観念を持ってもらい、そういう目で今ある森を見てもらいたいです。次の代につなげていくにはどうしたらいいか、子ども時代から考えられるような方向でやってもらうといいのではないかと思います。今持っている人、相続で受け継いだとしても、管理していける希望も出てきます。

結局、全体的なものが個別にしわ寄せし、しめつけています。

(事務局) 間伐材の利用とか、森の価値に至るまでの循環は我々にはなかなかそこまでは難しいです。みどりアップ計画の中でも、例えば区のイベントで子どもたちに間伐材を利用したクラフトキットを使ってもらっています。まずは木に親しんで森に関心を持ってもらうという最初の入り口で活用しています。もっともっと活用できる道筋をこれから見つけていきたいと思っています。もしよければそれも評価の中に入れてください。まずは、今使っているところを評価に入れてもらえると、我々の力になります。

(岩本委員) 老人会の人たちが間伐材を椅子やテーブルに利用しています。

今、私達のほうもスギ花粉がすごいです。多少は間伐しないといけないのかなと思っています。

今、花粉が出ないスギがあります。ミドリスギといいます。地元の神社でも30年ぐらい前に植えています。30年ほど経過すると、細い木が抱えるほどになってしまいました。周りに住宅がたくさんあります。杉の花が落ちたりしています。電柱よりも大きいです。これからどうしようかと思っています。

杉なども新しく植える場合には、花粉が出ないものも考えたらいいのかなと思います。

古い大きな木がみんな枯れています。若い木は平気です。虫が入らないのでしょうか。前は薪にして燃やしたり、炭焼き等をしていました。10年に1回ぐらい山をきれいにして、木の更新をしていました。

今、生活様式が変わっているので、そういうこともしません。それが現況の森になったのかなと思います。あるところではクヌギやナラをシイタケ材にしたり、ほかに利用して再生することも必要なのかなと感じています。

(高橋委員) これから対応していただきたいと思う事なのですが、市民の森に調査に行ったときに、愛護会の方が頼まれて、近くの緑地保全制度の指定のない樹林の間伐をしたり、道路に出ていた葉の部分を切ったりしているという話をしていました。愛護会の人たちが近くの樹林地でそういう作業をしているのであれば、ちょっとした支援が何かあってもいいのかなと思います。まだ指定されていない樹林が近隣の人にとっては迷惑な状況になることもあるので、検討してもらえたらと思います。

この緑地保全制度リーフレットの後ろのページでは、2019年からの助成で、危険な樹木のせん定や伐採について書かれています。before afterの写真は樹林地というよりは、土地所有者の庭で道路に面した木を切っているようです。樹林地の場合には「500平米以上」といった規定があります。そこまで広くなくても範囲を拡大し、地域の人たちが安全なみどりの中で暮らせるような形になればいいと思います。この写真はそのためのもので、実際にそうやっているのでしょうか。

(事務局) 基本的には指定されている樹林地を対象に考えなければなりません。むしろ地域の人々の安全ということでは、道路を管理しているセクションになります。安全管理の立場から指導していくケースだと思います。土地所有者と維持管理の関係が必ずしも良好ではないケースも想定されます。その関係がきちんと整理されていないと、サポートしたり、活動を支援していくのは難しい部分もあります。お助け隊のようなものを派遣することも含めて、仕組みづくりから検討したいと思います。

(高橋委員) 評価・提案とは少し違うのですが、愛護会の人たちが作業する上で、斧や鎌、ノコギリなど限られたものでやっています。草刈り機やチェーンソーは「危険だから」ということで、扱えません。

でも、斧や鎌も刃物なので、危険と言えば危険です。チェーンソーや草刈り機についてもちゃんと研修を受けて、「この人は扱ってもよい」と、市で認定したらと思います。勝手に使われては困るとか、状況を把握したいのであれば、市からチェーンソーや草刈り機を貸し出して、誰が使うか、いつまで何をやるのかを書いてもらい、後で監査できる仕組みにすればいいと思います。愛護会は年齢がある程度いつている人が多いので、そういう人たちも作業しやすくなります。土曜、日曜だけでもやってもいいというボランティアも出てくるかもしれません。うまく制度設計してもらえると、愛護会の人たちも助かると思いました。

(関根委員) 農家の方はチェーンソーや刈り払い機を使えますが、一般の方は使えません。土木事務所が中心になり、公園愛護会にその教育をしてくれます。

(高橋委員) 市民の森の愛護会は使ってはいけませんとのことでした。

(関根委員) それはおかしいです。公園愛護会はちゃんと教育をして使っています。農家の刈り払い機は刃が回転して、ぶつかると切ってしまいます。土木で貸すものは両刃が回って、危険性が非常に低いです。研修もちゃんとやっています。

(事務局) 「高橋委員の意見に対しては、今後の参考にする」というのが答えになってしまいます。

愛護会活動はやはりボランティア活動です。参加者の安全を担保できない作業を市として推奨することはできません。これだけは明確に言わなければならない立場です。これまでも市民の森愛護会や色々なケースで、立ち上げの経緯や作業範囲が個別にあります。安全の確認や個別の対応としてやっているケースもありますが、ボランティアであることを前提にすると、作業の手間や効率性ももちろんありますが、愛護会活動としてサポートする範囲は明確にしておきたいです。

色々な意見もあるので、我々が一方的に禁止をするものでもないと考えています。愛護会の団体と個別にコミュニケーションを取りながら今後進めていきたいです。

(事務局) 草刈り機も、恐らくグルンと回ってしまうものは石はねをするからということで、2枚羽のものを使っています。チェーンソーは公園でもそこまでは支援してなくて、任意でやっている人がいるかもしれません。より安全に作業できるものを精査して草刈り機も導入し、慎重にやっています。森でできるかは今後、常に検証していくということです。

(関根委員) 1セクションで違うことをすると、いいことをやっているのですが、つながっていません。それは非常に問題だと思います。チェーンソーも防災拠点ではちゃんと訓練します。防災拠点でちゃんとやっているわけですから、横のつながりを持って有効にボランティア活動ができる方法を摸索してもらいたいです。自治会の運営をしていると、「ここではやっていない。ここではやっている。ここでもやればいいのに」と感じる人が多いです。

(高橋委員) 防災拠点は、地震や風水害で木が倒れたりしたときに道路を確保しようといったことですか。

(関根委員) 家が倒れたとき、消防署が来る前に助けるといったことで、チェーンソーやエンジンカッターを拠点に備えています。その使い方を訓練します。

(高橋委員) いざとなったらそちらの人たちとも活動できればいいですね。

(関根委員) そういうところも横のつながりでうまく利用できるとすごくいいです。横浜市全体の活動が活性化していくのではないかという気がします。

(高橋委員) なぜ市民の森の愛護会かという、地域の中で（台風などで）木が倒れて道を確保しなければならないときに行政に依頼しても、すぐにはできないことがあります。チェーンソーを使って何かする一助になればというのが頭にありました。防災拠点でもやっているのであれば連携できるかもしれません。

(事務局) 今後の勉強ということにさせてください。発災時のチェーンソーの扱いと、斜面でチェーンソーを使わないとできないような大木の除伐は技術的にも安全基準も違います。どういうやり方ができるのかということです。市としては、ボランティア参加者の命や安全を犯してまでそういったものを推奨する立場にはなかなか立てません。

(望月部会長) 関根委員はそういう現場に立っていて、「なぜか」という疑問が山のように積み重なっているのです。そういう気になります。本当に行政にはそういうところがあります。やはりできる範囲で「どうすればいいか」という工夫をしていくことが大事です。

部が違くと基準が違ふという話になるし、それはそのとおりです。検討しておいてください。

色々な講習会や人材育成も大分進んできました。講習会もかなり頻繁に開かれるようになりました。

特に、事業3の「森をはぐくむ人材の育成」はほぼほぼ目標達成できています。ここが一番弱かったのですが、達成が進んでいます。森をはぐくむ施策が進化しています。是非頑張ってもらいたいです。

(高橋委員) 施策3の評価・提案で、「利用マナーといった課題も発生している」とあります。ごみ問題がメインという扱いでいいのでしょうか。

(事務局) 利用マナーの問題は、担当施設からも色々報告が上がってきています。一概にごみだけでなく、騒音や生き物の移入など、色々なものがあります。火をつけたりごみを捨ててしまうのは、本人もマナー違反だと分かっていると思いますが、生き物を採ったり放してしまうのは、そもそも森でそういうことをしてはいけないことをうまく伝えられなかったがためにマナー違反になっていることもあるのかなと思います。

利用者間の許容の問題で、トレイルラン、走っている方と歩いて楽しみたい人との間での摩擦に起因するような問題もあります。市民の森の利用の中で、市で禁止をするのはなかなかできないし、やりたくありません。マナーを普及することで何とか解決していくことを目標にしています。

(高橋委員) ごみ問題なら、年に2回くらい地域の町内会や小学校に協力してもらい、春と秋にごみ拾いをするのを働きかけてもいいのかなと思います。自分たちが使う森が汚くなるのは嫌だと思います。ペットボトルなど色々散らばっているものがあることを認識してもらい、町内会で「ごみ拾いをしよう」と発信してもらえると、見た人たちが「もうやらないようにしよう」ということで、子どもたちにいい影響を与えるのではないのでしょうか。

小学校などに働きかけ、夏休みの自由研究も含め、市民の森のごみ問題など色々な形で扱い、次世代に認識してもらえると、親の世代にも伝わります。うまく働きかけることも重要なと思います。

(事務局) 伝え方、メディアをどうするかとか、伝え先も含めてこれから研究していきたいです。

(奥井委員) 施策2の評価・提案の「良好な森の育成」で、防災や安全、生物多様性、景観という意味で本当に重要だとよく分かりました。森を育成して伐採をした後、間伐材の活用も、クラフトだけでなく、今後もう少し大きな事業として活用することを視野に入れてもらえたらと思います。

(関根委員) 市民の森のような大きなところには大きな木があると思います。クラフトだとか小さなことでは全部をまかない切れないうし、長い

	<p>間維持できません。やはり建築資材に活用するといったことです。昔は、自分の家屋は自分の山でという時代でした。それが戦後、輸入材になって、日本の森がおろそかになってきてしまいました。花粉症も増えるわけです。</p> <p>クラフトだとか細かいことではなく、大きな産業として活かしていけるような利用の仕方を考えていくほうが持続可能になるのではないかと思います。</p> <p>ごみの話などは、子どもの教育が一番です。自治会で公園清掃をしていると、子どもと父親が一緒に出てきます。父親がたばこを捨てて、子どもに叱られています。組織がグローバルに横につながり、お互いに「こういうことをやるためにはおたくもこういうふうやって」とやっていくと、思ったことがもっと楽に進められるのではないかと思います。</p> <p>(奥井委員) 知人の会社が山北のほうで、森林の間伐材を活用しています。空き家を借りて防災拠点にしたりしています。色々な組織と連携して森林の有効活用をしたらいいのではないかと思います。</p> <p>(望月部会長) ここはあくまで部会なので、本会議で全体的なまとめをします。そこで全体的な私たちの評価を出していきます。またそのときにも今の意見を出してもらいたいと思います。ほかの農の部会なども含めて議論すると、当然、関係してくるわけです。改めて全体の会議で出してもらえると有り難いです。</p> <p>では、これで森を育む部会の議論を終了したいと思います。</p> <p>(一同) どうも、ありがとうございました。</p>
<p>資料 ・ 特記事項</p>	<p>資料1 横横浜みどりアップ計画市民推進会議 2022年度報告書(案)【抜粋】 別紙1 横浜みどりアップ計画[2019-2023] 2022年度事業目標及び進捗状況</p>